

富加町生活排水処理基本計画

令和 8 年度

岐阜県富加町

1. 地域の概要及び生活排水の現状

本町は、岐阜県の中南部、加茂郡の西部に位置する。

面積は、東西 5.4km、南北 4.4km、総面積 16.82km² で、東部及び南部が美濃加茂市に、西部及び北部が関市と接している。

地形は、北部山麓から南部にかけて緩傾斜をなし、中央部には津保川が北から南に流れ、これに合流する川浦川が北東から南西に流れており、津保川、川浦川によって育成された南部平坦地と、標高 278.29m の梨割山をはじめとする北東部丘陵地帯とに分かれる。その平坦部は秩父古生層を基盤として肥沃であり、農業を営むうえで適した土地である。

太平洋側気候区の東日本側に属し、年間平均気温は 16℃で年間平均降水量は 1,607mm である。

本町の人口は、平成 2 年以降は穏やかに減少の傾向にあり、世帯数は増加しているが、核家族化が進行している。そのため、総合計画では令和 17 年の目標人口を 5,400 人としている。

交通は、東西に走る国道 418 号をはじめ、主要地方道関金山線、富加七宗線、美濃加茂和良線や、一般県道 3 路線のほか、東海環状自動車道、富加関インターチェンジの整備供用により都市圏へのアクセスが良好となり、利便性が向上している。公共交通機関は越美南線長良川鉄道が、通勤・通学者などの重要な交通手段となっている。

本町において、生活排水処理の処理施設を整備することは、生活排水による河川の水質汚濁を防止し、本町のみならず下流域の水質を保全するために重要であり、その効果は極めて重大である。

その処理形態としては、し尿処理・農業集落排水処理施設・公共下水道・合併処理浄化槽があり、「富加町総合計画」に基づき、生活環境の保全を図るために、平成元年度より順次整備を進め、農業集落排水事業の 4 地区は平成 9 年度末に整備を完了し、特定環境保全公共下水道事業の 1 地区は、平成 16 年度末でほぼ整備を終えた。

今後については、第 6 次総合計画で掲げる「JUSTomika Life (ジャストミカライフ) とともに みらいへ 笑顔 かがやくまち とみか」の実現のため、ここに富加町生活排水処理計画を策定し、自然環境と生活の利便性が調和したまちづくりを進めるものです。

2. 基本方針

1) 生活排水処理の目標

安心して生活できる環境づくりを進めていくうえで、衛生面における快適性の確保は欠かせない要件である。

当町においても、生活環境の改善、公共用水域の水質汚濁防止は必修要件であり、生活排水の適切な処理は極めて重要である。

今後、第6次総合計画で掲げる「JUSTomika Life (ジャストミカライフ) ともに みらいへ 笑顔 かがやくまち とみか」の実現に向けて、恵まれた自然環境のなか、住環境の調和のとれた心地よく誰もが住み続けたいと思えるまちづくりのために、下水道整備を進めるとともに、生活排水処理の目標を、水質の改善を図ることにとどまらず、魚類やホタルなど多くの水生生物が生息できるような清流の保全を目指すものとする。

2) 生活排水処理施設の整備及び基本方針

生活排水処理施設整備の基本方針については、次のとおりとする。

- ①中心部の川浦川と詰田川との間に位置する住宅化された地域、及びその地域で定住が見込まれる地域の生活排水は公共下水道により処理する。
- ②農業振興地域では、農業集落排水施設により処理する。
- ③集落が散在していて、公共下水道及び農業集落排水施設の整備が不相当と思われる地域の排水は、合併処理浄化槽により処理する。

これらの基本方針に基づき、生活排水処理の普及啓発を行う。

3. 目標年次

本町の生活排水処理基本計画による目標年度は、計画策定時より10年後の令和17年度とする。なお、概ね5年ごとに中間目標年度を設けることとするが、諸条件に大きな変動のあった場合に、適宜見直しを行うものとする。

4. 生活排水の排水状況

本町における生活排水の排水状況は、次のとおりである。農業集落排水処理施設は、平成元年度より整備に着手し、平成4年度に大山井高地区、平成5年度に夕田地区、平成8年度に加治田地区、平成10年度に大平賀地区が完了し、供用開始している。

また、公共下水道については、平成元年度より整備に着手し、平成10年度に事業完了し順次供用開始している。その他の地域については、合併処理浄化槽により生活排水の適正処理がなされている。

～生活排水の排出状況～

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1.行政区域内人口	5,700	5,727	5,765	5,880	5,885
2.計画処理区域内人口	5,700	5,727	5,765	5,880	5,885
a.水洗化・生活雑排水処理人口	5,551	5,587	5,625	5,751	5,763
1)コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
2)合併処理浄化槽	93	104	105	111	106
3)公共下水道	3,378	3,471	3,504	3,627	3,641
4)農業集落排水施設	2,080	2,012	2,016	2,013	2,016
b.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽含む)	149	140	140	129	122
3.計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

※毎年3月末現在の定住人口。

5. 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は次のとおりである。

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
1.農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	富加町
2.公共下水道	し尿及び生活雑排水	富加町
3.単独処理浄化槽 (既設のみ)	し尿	個人等
4.合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
5.し尿処理施設	し尿及び生活雑排水	可茂衛生施設利用組合

6. 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理計画

①処理の目標

「2. 基本方針」に従い、概ね全ての生活排水を生活排水処理施設で処理することとする。

また、生活排水の処理目標は、過去5年間の生活排水処理人口の増加率から最も低いもの（R3年度～R4年度の0.1%）を用いて算出し、処理区域内人口の内訳、処理形態別内訳については、次のとおりとした。

ア) 生活排水の処理の目標

	令和6年度	令和11年度 (目標中間年度)	令和17年度 (目標年度)
生活排水処理率	97.9%	98.0%	98.1%

イ) 人口の内訳

	令和6年度	令和11年度 (目標中間年度)	令和17年度 (目標年度)
1. 行政区域内人口	5,885人	5,444人	5,400人
2. 計画処理区域内人口	5,885人	5,444人	5,400人
3. 水洗化・生活雑排水処理	5,763人	5,336人	5,298人

※令和17年度行政区域内人口は、「富加町総合計画」に基づく。

ウ) 生活排水の処理形態別内訳

	令和6年度	令和11年度 (目標中間年度)	令和17年度 (目標年度)
1.行政区域内人口	5,885人	5,444人	5,400人
2.計画処理区域内人口	5,885人	5,444人	5,400人
a水洗化・生活雑排水処理人口	5,763人	5,336人	5,298人
1)コミュニティ・プラント	0人	0人	0人
2)合併処理浄化槽	106人	98人	97人
3)公共下水道	3,641人	3,371人	3,347人
4)農業集落排水施設	2,016人	1,867人	1,854人
b水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽を含む)	122人	108人	102人
3.計画処理区域外人口	0人	0人	0人

※人口は定住人口のみとする。

②生活排水を処理する区域、処理施設、計画処理人口

生活排水を処理する区域及び計画処理人口等については、基本方針に従い地域の特性、周辺環境、地域の要望等から各地区を最小単位として、ユニット及び区域を定めることとし、以下のとおり定めた。また、農業集落排水については、今後老朽化が進行していくことによって、維持管理費や更新費用の高騰が見込まれる。経済的・効率的な生活排水処理を行っていくために、将来的に公共下水道へ接続することを検討していく。

処理施設	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度	事業費見込み (百万円)
公共下水道	滝田、羽生、駅前、高畑、高畑、加治田(一部)、美濃加茂市(一部)の各地区	6,600人	令和8年度 ～ 令和17年度	560
農業集落排水施設	大山井高地区	610人	令和8年度 ～ 令和17年度	100
	夕田地区	310人		
	加治田地区	1,280人		
	大平賀地区	1,210人		
合併処理浄化槽	公共下水道、農業集落排水施設事業区域以外を対象	82人	令和8年度 ～ 令和17年度	5

(2) し尿・汚泥の処理計画

本町のし尿及び脱水汚泥、浄化槽汚泥の収集・運搬については、許可業者に委託している。その最終処分については、全て可茂衛生利用組合（緑ヶ丘クリーンセンター）にてリサイクル処理をしている。

し尿及び脱水汚泥、浄化槽汚泥の搬出状況は以下のとおりとし、収集・運搬・最終処分については、現在の形態で実施するものとする。脱水汚泥については、施設の老朽化が進んでいることから、処理方法について検討が必要となってくる。

排出施設等	令和6年度	令和11年度 (目標中間年度)	令和17年度 (目標年度)
1.農業集落排水施設	3.26kl/日	3.21kl/日	3.16kl/日
2.公共下水道	0.75kl/日	0.74kl/日	0.72kl/日
3.合併処理浄化槽	0.97kl/日	0.95kl/日	0.93kl/日
4.単独処理浄化槽	0.18kl/日	0.17kl/日	0.16kl/日
5.汲み取りし尿	0.09kl/日	0.08kl/日	0.07kl/日
合 計	5.25kl/日	5.15kl/日	5.04kl/日

(3) その他

生活排水処理の必要性、浄化槽管理の重要性等及び水洗化促進について住民に周知を図り、特に台所での対策等、家庭で出来る対策については、定期的な啓発活動を実施する。

また、浄化槽については、定期的な保守点検・清掃及び法定検査の必要性、重要性について啓発を行うとともに、その徹底に努めるものとする。